

# 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会リペアサービス業務にかかる委託契約 仕様書

## 1 契約の種類・契約方法 委託契約・総価契約

## 2 業務の目的

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会（以下、「本大会」という。）の会期中、大会に参加するすべての選手に対し、インシデント等によって破損し、修理が必要な義足、装具、車椅子等のリペアサービスを提供する場として、会場にリペアサービスセンターを設置する。本件委託業務は、本大会に参加する全選手がベストパフォーマンスをだせるよう、リペアセンターの開設準備ならびに運営を行い、もって、国内外への本大会の成功につなげることをその目的とする。

### <大会概要>

世界パラ陸上競技選手権大会は、国際パラリンピック委員会により創設された世界最高峰のパラ陸上競技大会である。東アジア・日本で初開催となる第 11 回大会を神戸市にて開催する。

(1) 大会名称 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会

(2) 大会スケジュール (2024 年)

イベント	日程
各国選手団 入国開始	2024 年 5 月 12 日 (日)
練習開始	2024 年 5 月 13 日 (月)
クラス分け	2024 年 5 月 13 日 (月) ~ 2024 年 5 月 15 日 (水) ※予備日 2024 年 5 月 16 日 (木)
開会式 (競技開始)	2024 年 5 月 17 日 (金)
閉会式 (競技終了)	2024 年 5 月 25 日 (土)
各国選手団 出国最終日	2024 年 5 月 26 日 (日)

※ 競技は、2 セッション制で実施予定。

午前セッション = 9:00 ~ 12:00、午後セッション = 17:00 ~ 20:00

※ 開会式は初日(5 月 17 日)、閉会式は最終日(5 月 25 日)、表彰式は 2 日目以降(5 月 18 日 ~ 25 日)に実施予定。

(3) 競技会場 神戸総合運動公園 ユニバー記念競技場 (神戸市須磨区)

(4) 練習会場 神戸総合運動公園補助競技場、同球技場、しあわせの村 (神戸市北区)

(5) 参加選手 約 100 か国・地域より選手約 1,300 人 (うち約 400 人は車いす利用者)

(6) 主催団体 国際パラリンピック委員会 (IPC)

※ 担当機関は、IPC の下部組織である世界パラ陸上競技連盟 (WPA)

(7) 運営団体 組織委員会

(8) 公用言語 英語、日本語

※ 各国選手とのコミュニケーションにおいては、英語が基本となる。

## <リペアサービスセンター概要（予定）>

リペアサービスセンターは、以下のとおり設置・利用を想定しているが、主催団体との協議等を受けて、変更となる場合がある。

- (1) 設置場所 神戸総合運動公園補助競技場
- (2) 施設仕様
  - ①仮施設（テント6張 116.64 m<sup>2</sup>）
  - ②電源：単相 200V60Hz（組織委員会が供給する）
  - ③給排水設備：簡易シンク（組織委員会が設置する）
  - ④有機溶剤等保管庫：鍵付き2 m<sup>2</sup>程度（組織委員会が供給する）
- (3) 開設期間 2024年5月13日（月）～5月25日（土）
- (4) 開設時間 ①5月13日（月）～5月24日（金）7:30～21:00（予定）  
②5月25日（土）7:30～19:00（予定）
- (5) 利用者 約400名（2023年7月パリ大会実績数）

## 3 業務内容

### (1) 業務全体の管理にかかる事項

- ① 「業務計画書」の作成  
WPA が定める「Guidelines for Technical Service for Prosthetics, Orthotics and Wheelchairs（世界パラ陸上競技選手権大会 義肢、装具、車椅子技術サービスガイドライン）」の規定に沿って、リペアサービスセンターの運営にかかる業務計画書を作成すること。
- ② 業務管理  
業務にかかる全ての参画者が円滑かつ効率的なコミュニケーションを可能とするため、各種作業に関する打ち合わせ、進捗・課題等に関する報告会を定期的に行い、情報の共有を図ること。また、業務に参加する要員の選定、変更及び体制維持に関する管理を行うため、統括責任者を選任し、組織委員会との連絡調整及び委託業務全体の進行管理を一元的に行うこと。
- ③ 管理運営体制  
必要となる人員について、検討すること。また、人員には溶接工、義肢装具士、車椅子修理を専門とするスタッフを少なくとも3名含めること。なお、運営協力スタッフ（例：選手へのサービス受付）に組織委員会が募集したボランティアを加えることも可能（2名程度）。

### (2) サービス提供の準備及び実施

リペアサービスセンターで提供する各種サービスについて、以下の準備業務を行い、サービスを提供すること。

- ① 施設内サービスにかかる調整
  - ア 「業務日報」を含む各種サービス運営・管理方法の整理  
選手へのサービス提供内容の業務日報を含め、具体的な運営方法及び管理方法を検討・整理すること。ただし、業務日報の印刷は不要とする。
  - イ 「運営マニュアル」の作成  
運営スタッフ向けに、運営マニュアルを作成すること。
  - ウ 「リペアサービスセンター利用説明文」の作成

選手向けに、リペアサービスセンターの受付からリペア後の選手への返却までの流れを説明した資料を、日英2言語で作成すること。組織委員会が、当該説明文の内容をチームリーダーズマニュアルに掲載し、各国選手団へ周知を行う。

#### エ 研修の実施

上記イに基づいて運営スタッフを対象とした研修を実施すること。

#### オ サービス受付情報の管理

サービス受付情報の管理を適切に行い、業務日報を作成すること。また、サービス利用状況の内容別に分析し、下記8のとおり毎日、組織委員会に報告すること。

#### カ セキュリティ管理

適切なセキュリティ管理を行うこと。また、選手の所持する装具やレーザー等貴重な用具を取り扱うことから、業務従事者に対して事前に研修を行う等の適切な措置を講じること。

#### ② 問合せ対応および AD カードの常時携帯

各選手からのリペアサービスに関する問合せに対応するとともに、選手準備エリアの中に存在するため WPA から正式に承認を受けた大会運営関係者以外の立ち入りはできない場所であることに留意すること。組織委員会から提供する AD カードを業務中は携行すること。

### (3) その他

- ① IPC または WPA より求められた場合は、リペアに関する技術的な助言を行うこと。
- ② 本業務を実施するに当たり、当然に必要な事項については、仕様書に明記がなくとも業務に含める。

## 4 業務履行の条件等

### (1) 設備等の貸与

リペアサービスセンターが位置する神戸総合運動公園補助競技場においては、組織委員会が指定する設備及び備品（机や椅子）を使用することとする。一方、リペアサービス提供に必要な用具や部品等は、事業者が準備すること。

### (2) 再委託

受託者は本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先、その理由、管理体制及びその他組織委員会が指示する事項を記載した再委託届出書を提出し、組織委員会から書面による承認を得ること。また、再委託する場合においても、その最終的な責任は受託者が負うこととする。

## 5 報告書の提出

受託者は、委託業務の履行届を作成し、大会終了時に提出すること。

## 6 契約期間

契約締結日から 2024 年 5 月 31 日（金）まで

## 7 留意事項

- (1) 本大会に関する全ての権利は、主催団体である IPC に帰属する。受託者は、本業務の遂行にあたり、IPC、WPA 及び本大会のスポンサーの権利を侵害してはならない。

- (2) 受託者は、本業務の目的を十分理解し、国際競技大会にふさわしい水準において業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で入手等し得た一切の資料や情報等を、本業務の目的以外に使用、第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。本規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
- (4) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、組織委員会と十分に協議・連絡調整等を行うこと。受託者の業務の遂行に関して組織委員会が行う要求は尊重しなければならない。
- (5) 受託者は、組織委員会に対して、専門的知見や過去の経験等を生かし、多角的なアドバイスを積極的に行うこと。
- (6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本大会の関係機関・団体、会場の所有者・管理運営者、組織委員会が別途契約する委託事業者、その他本大会の関係者（以下、「本大会関係者」とする）と連携・協力し、また、組織委員会と協力して本大会関係者との調整を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務に適用される全ての法令を遵守し、業務の遂行に許認可等が必要となる場合は、自らの負担において取得等すること。なお、許認可等の取得に組織委員会の協力が必要な場合、組織委員会は適宜協力するものとする。
- (8) 本仕様書は、本業務の基本事項について定めるものであり、明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、組織委員会との協議を踏まえ、誠実に履行すること。
- (9) 受託者の業務の遂行に関して適用される、IPC または WPA が定める規則やガイドライン等の運営要件並びに通達及び組織委員会と IPC が締結した開催合意書の規定を順守すること。ただし、IPC または WPA との合意がある場合は、この限りではない。
- (10) 本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、受託者は速やかに組織委員会と協議すること。
- (11) 受託者は、組織委員会の書面による承諾がない限り、本業務を受託した事実その他本大会との関係性を、宣伝目的で対外的に公表してはならないものとする。また、受託者は、いかなる態様であれ、アンブッシュ・マーケティングを行い、または意図的に第三者をしてアンブッシュ・マーケティングを行わせてはならない。
- (12) 受託者は、IPC または WPA から要求があった場合、本業務に関連する資料を IPC または WPA に開示または提供しなければならない。

## 8 成果物

### (1) 提出物・提出期限

- ① 業務計画書 2024年1月末
- ② リペアサービスセンター利用説明文 2024年1月19日（金）
- ③ 運営マニュアル 2024年2月末
- ④ 写真（リペアサービスセンターの様子分かるもの10枚以上） 2024年5月末  
※ 大会主催団体及び組織委員会が自由に利用できるものであること。
- ⑤ 業務日報 リペアサービスセンターの開設期間中毎日

### (2) 提出方法

データを組織委員会へ提出すること。

## 9 検査

履行届の提出後、10日以内に検査を実施する。

※ 履行届は契約期間内に提出し、検査を受けること。

## 10 支払方法

一括払い

※ 検査合格後、適法な請求書を受け付けた日から30日以内に支払う。

## 11 その他

- (1) 感染症の拡大その他の事由により、本大会が延期または中止となった場合、受託者は本契約の変更に応じなければならない。この場合において、組織委員会は、本大会の延期または中止が決定し、受託者にそれを通知するまでにかかった費用を支払うものとする。
- (2) 契約締結後でも、IPCまたはWPAとの調整により、受託者から受けた提案内容の変更を要請することがある。その場合においては、受託者は可能な限りその要請に応じること。